平成２７年（フ）第２９４号
山梨県甲斐市富竹新田1117番地　桂原住宅
債務者　山本　文江
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
山梨県南アルプス市小笠原2332番地
債務者　名取　幹雄
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
山梨県甲斐市篠原931番地
債務者　谷　　正人
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６３号
岐阜市黒野508番地１（市原ビル　308号室）
債務者　清水　弘行
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１８３０号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　344号棟504号室
債務者　池村　浩司
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９２０号
愛知県小牧市大字東田中185番地１　シャンポール峯Ⅱ２棟201号
債務者　石黒　照美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７８号
兵庫県加古川市加古川町河原354番地の５
債務者　朝野　　貢
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３９３号
奈良市大宮町２丁目６番27―202号
債務者　坂東　　篤
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第８４９号
広島市南区仁保１丁目６番23―203号　浜村ビル
債務者　上村　晃規
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３０号
香川県丸亀市飯山町川原378番地５
債務者　大上　　渉
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１３１号
香川県丸亀市飯山町東坂元1289番地22
債務者　山下　雪春
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１９６号
福岡県久留米市国分町1294―５　豊国スカイマンション810号、住民票上の住所福岡県久留米市東町411番地１
債務者　田中　宏亮
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２３０号
福岡県久留米市城南町３―９　三共ビル601、住民票上の住所福岡県久留米市南１丁目８番14―405号
債務者　山下　敏子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６６３号
熊本県合志市合生3818番地　合生住宅　１棟３号
債務者　園山　　誠
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８９号
鹿児島県大島郡龍郷町大勝1275番地１
債務者　中村　豊明
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３０号
秋田県鹿角市尾去沢字瓜畑１番地40
債務者　児玉　克己
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第６３号
秋田県大館市片山町３丁目11番38号
債務者　武田　正浩
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第６４号
秋田県鹿角市八幡平字仲の沖19番地２
債務者　阿部　榮子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
秋田地方裁判所大館支部